

玉川大学障害学生支援規程

(目的)

第1条 本規程は、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律並びにその他の法令の定めに基づき、障害に基づく差別をなくし、障害の種別や程度によって修学の機会を損なうことのないよう、玉川大学において障害のある学生への支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「障害のある学生」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）、その他心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあり、本人が支援を受けることを希望し、かつ、本大学においてその必要性が認められた学生及び本大学に入学を希望する障害のある人をいう。

(障害学生支援委員会)

第3条 本大学は、障害のある学生に対して支援を行うために障害学生支援委員会（以下「支援委員会」という。）を設置する。

2 支援委員会については別に定める。

(責務)

第4条 学長は、障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障害のある学生の支援を推進するための具体的方策を講じる。

2 高等教育機関、高等教育支援機関、高等教育附置機関の各部署長は、当該部署において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、支援委員会が定めた具体的支援を実施する。

3 教員及び職員は、当該部署において障害のある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、支援委員会が定めた具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努める。

(支援の申し出)

第5条 障害のある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 支援の申し出は、学生支援センターが受理し、障害者手帳又はそれに準ずる障害があることを示す診断書等を基に、障害のある学生の教育的ニーズと意思について原則として十分な聴取を行なう。

3 聽取をした内容を基に支援委員会は支援計画の作成を行う。

(合意の形成)

第6条 支援計画は当該学生の合意を得て決定する。支援委員会は、当該学生に対し支援計画について十分な説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図る。

(支援の実施)

第7条 具体的支援は、障害のある学生が所属する学部・研究科が、主たる責任を持って実施する。

2 支援委員会は、具体的支援が円滑に実施されるよう、関係部署間の調整を行なう。

3 学生支援センターは、具体的支援が円滑かつ継続的に行なわれるよう、障害のある学生及び支援に係る教員及び職員からの相談に的確に応じ、保健センター 健康院、他関係する部署と連携のうえ、具体的支援の課題の解決に努める。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項については、学長及び支援委員会が協議する。

(事務主管)

第9条 障害のある学生支援に係る事務主管は学生支援センターが行う。